

HAMAMATSU DENTAL HYGIENIST SCHOOL

令和7年度 学生便覧



一般社団法人 浜松市歯科医師会
浜松歯科衛生士専門学校

Hamamatsu Dental Hygienist School

この学生便覧には、これから学生生活を送る上で、知っておかなければならないこと、知っているのと役に立つことが載っています。
よく読んで学生生活に利用してください。

学生の皆さんへ

皆さんとの出逢いをうれしく思います。皆さんが本校在学中の学びによりその目的が達成できるよう、また人間的にも成長され、一人の自立した社会人・医療人として卒業後も活躍できるように、精一杯支えていくことをお約束します。

皆さんご自身も、目的に向かって自ら積極的に学び、困難を前向きに捉え、乗り越えるために何でも遠慮せずに相談してください。

(教職員一同)

授 業 時 間

S H R	8 : 55 ~ 9 : 00
1 時 限	9 : 00 ~ 10 : 30
2 時 限	10 : 40 ~ 12 : 10
昼 休 み	
3 時 限	13 : 10 ~ 14 : 40
4 時 限	14 : 50 ~ 16 : 20

CONTENTS

I. 学生生活

学生心得、HR、学生連絡網.....	2
学籍・学籍番号・学生証.....	3
施設・設備利用案内.....	4~6
キャンパスマナー・ルール.....	7
通学.....	8
アルバイト.....	8
各種証明書の発行、学割.....	9・10
各種の届出・願出.....	11
健康管理・保健室使用.....	12
学生相談カウンセリング.....	12
学生本人のケガ、賠償責任を補償する保険.....	13
事故・災害等不測の事態の対応.....	14
学費の納入.....	15
経済的支援(特待制度・奨学金).....	15・16
自分を守ろう.....	17~19

II. 個人情報の取り扱いについて

20

II. 学校運営組織

21

様式集

※下記様式は『ホームページ→様式集→在学生』にPDF掲載 印刷可

感染症登校許可証明書.....	23
インフルエンザ罹患証明・経過報告書.....	24
新型コロナウイルス罹患証明・経過報告書.....	25

I. 学生生活

学生心得

学生心得、HR、学生連絡網

◆学生は「学生心得」をよく理解し、普段よりこれを厳守しなければならない。

学生は、本校の教育目標の達成に努力し、授業を通しての学問や技術の修得のみならず、医療従事者として豊かな人間性を養い、自主的な学生生活を送るように努めること。

以下の『1. 服装・頭髪等』と『2. 礼儀・態度』は入学から卒業までの期間、実習のみならず学生生活全般において必ず守ること。

1. 服装・頭髪等

①服装については、常に清潔で健康的であり学生の本分の遂行に支障をきたさないものであるように心がけ、医療人を志す本校学生の品位と誇りを保つにふさわしいものであるよう努めるものとする。(華美であったり、またはラフ過ぎないよう心がける。)

②頭髪は地毛の色を基本とするが、本校が指定しているカラーコードより明るい場合は以下の基準(※)を遵守すること。

爪は短く切り(伸ばさない)、マニキュアを塗らないこととし、日ごろからの清潔なイメージづくりと、歯科衛生士としての好感や信頼を得るものとする。

※頭髪は本校指定基準の色とする。

JHCA レベルスケール・ナチュラル カラーコード No.6 以下の黒色

③服装・頭髪等については、当該指導教員の指示に従うとともに、清潔な着衣によるものとし、身だしなみについても留意しなければならない。

2. 礼儀・態度

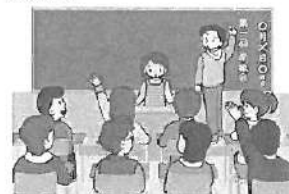
ことばは人間関係をつくる大きな道具の一つである。自らすすんで挨拶し、丁寧な言葉遣いで話をする。

講師・教職員その他外来者等には礼を尽くし、正しく対応するよう努めねばならない。

※友人との会話などで使う『ため口』ではなく、敬語で話す習慣をつけること。

HR (ホームルーム)

学生生活の運営を円滑にし、学生の自主的活動を活発にするためにHR(ホームルーム)を組織し、HR委員その他委員を置く。



学生本人・ 保護者への 連絡

必要に応じて学生本人および保護者に連絡することがあります。(休日・長期休業中を含む)

事務手続きおよび教育上必要な場合や、地震・台風・大雨などによる自然災害時等の安否確認や情報の伝達のために、学生本人および保護者に連絡することがあります。

※この場合、適宜連絡先名簿(入学後記入身上書)および保護者緊急連絡先名簿を使用します。

学年 LINE

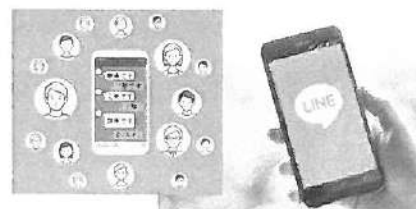
緊急の場合、学年 LINE により情報伝達を行うことがあります。

※災害時等の安否確認はLINEで安否状況を入力してください。



【学年LINE】→【メニュー 右上の≡】→【ノート】

【安否確認】→【Google フォーム 安否確認】よりご自身の安否状況を入力してください。



学籍・学籍番号・学生証

学籍

学籍とは、本校の学生としての身分を有することです。

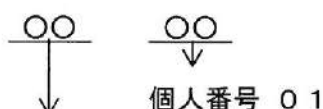
学籍は入学によって生じ、これを証明するものとして学生証を交付します。

学籍番号

学生証に記されている番号があなたの番号です。

この番号は、在籍中のみならず、卒業後も本学への連絡時には必要となりますので、正確に覚えましょう。

学籍番号は次のように付番されています。



入学期

4 1 令和5年度入学生：41期生

4 2 令和6年度入学生：42期生

4 3 令和7年度入学生：43期生

学生証

学生証は本学の学生であることを証明するものです。

有効期間は修業年限の3年間です。修業年限を超過した場合は1年毎に発行します。常に携帯し、本校教職員その他関係機関の要求がある時は、これを提示してください。

1. 他人に貸与、または譲渡することはできません。
2. 退学等によって有効期間内に学籍を喪失した場合は、直ちに事務に返却してください。
3. 紛失・破損、あるいは記載事項に変更があった場合は、直ちに事務に届け出てください。
4. 学生証の再発行は手続きが必要です。
(再発行手数料 200 円と 4×303 cmの写真を持参)

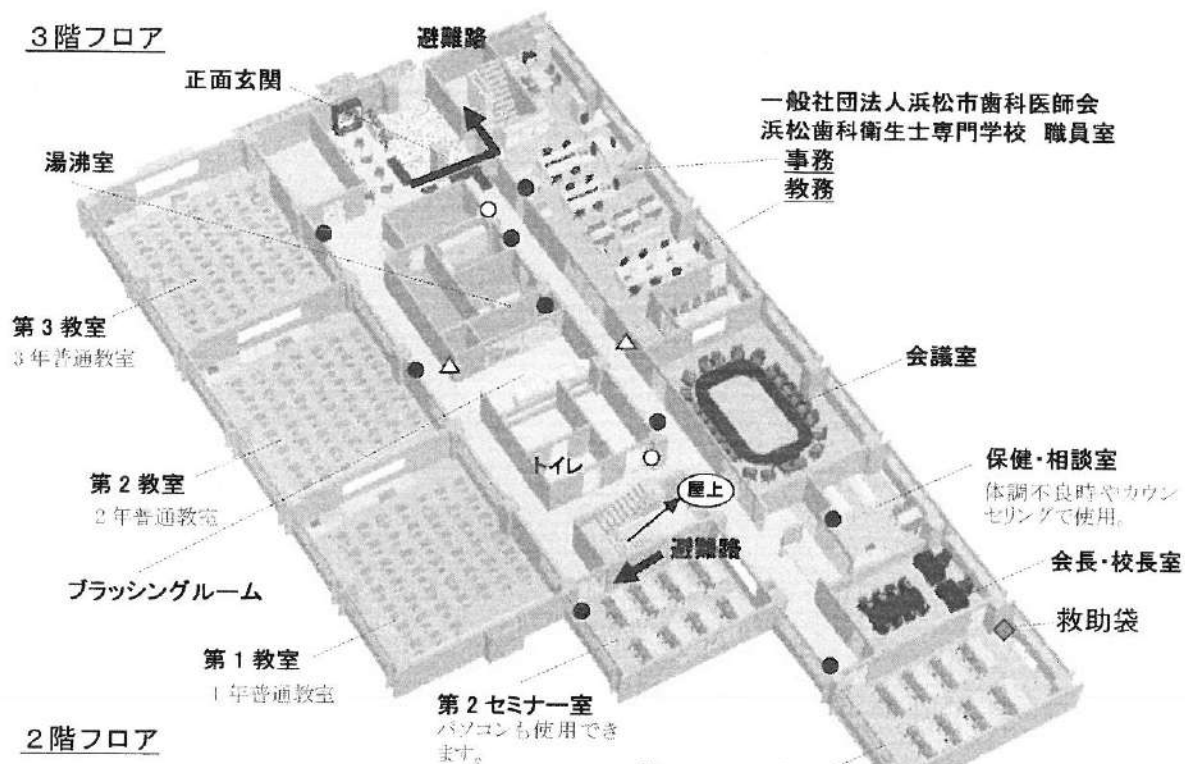


施設・設備利用案内

学内案内図

本校は、共同ビル（4階建て）の2・3階を専有。歯科衛生士養成のための充実した施設・設備が整っています。3階には浜松市歯科医師会があります。

3階フロア



2階フロア



屋上の使用ルール（4階のみ使用可。5階は危険！使用禁止!）

1. 使用時間 9:00～16:20まで（16:20ビル管理会社施錠）
2. 施錠しない 取り残され事故等を避けるため、施錠はしないでください。
3. 飲食 OK 飲食可能です。昼休みの食事なども使用できます。
4. ゴミの始末 ゴミ箱はありません。ゴミは各自で必ず始末してください。
5. 風に注意！ 荷物・お弁当の包みなど、飛ばされないように注意してください。
6. 時間管理 時計はありません。時間管理は各自で行い授業等遅刻しないように。
7. 安全留意 ポール遊びやふざけ合いなど危険な行為は禁止です。
8. 禁煙・禁酒 校内・敷地内での喫煙・飲酒は禁止です。（学生便覧の通り）
9. その他 4階屋上西側の階段は、危険なため使用禁止。登らないこと。

施設・設備利用案内

施設・設備

ルールを守り、学生生活の環境整備のため、校内の整理・美化にも努めること。

使用上の留意事項

1. 正課外に教室その他諸施設を使用したいときは、許可を得ること。
2. 使用は原則として、月～金曜日の午後5時までとする。
3. 使用後は、もとに戻し点検・清掃・消灯・戸締り等を行い、確認して終了を報告すること。
4. 外来者の使用は、原則として認めない。
5. 施設や物品を破損した場合、またはそれを発見した場合は速やかに届け出ること。
※状況により弁償させる事がありますが、可能な限り学生保険 WILL の賠償補償を利用し、学生個人に負担のないよう配慮しますので、速やかに申し出てください。
6. 定められた場所以外での飲食は禁止する。
7. 休日の使用は原則として認めない。

掲示板

学生に対する通知・連絡は、職員室前等の掲示板に掲示するので、常に注意して見ること。

授業の変更・休講及び準備物、学内実習、臨地・臨床実習、試験、学校行事、学生生活、奨学金、国家試験対策、チューター、カウンセラー来校日程など

更衣室

在学中は1人に更衣室ロッカー1台(ダイヤルキー)と教室ロッカー1台(鍵は各自用意)を貸与します。
(ダイヤルキーのロッカーが開かなくなった場合は職員室まで申し出てください。)

ルールを守り清潔に利用しましょう。

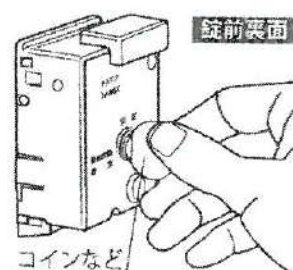
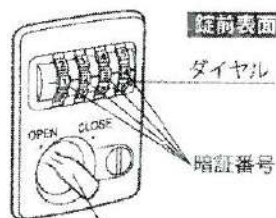
利用上の注意事項

1. **盗難防止のため、必ず鍵をかけましょう。**
2. 貴重品は学内に持ってこないようにしましょう。やむを得ず持ってきた場合は、必ずロッカーの中に入れ施錠してください。
3. ロッカーの上や外に物を置いておくと、盗難の要因となりますのでご注意ください。

ロッカーが、開かなくなった時は申し出てください。

暗証番号の設定方法 (4桁の暗証番号が設定できます。)

1. 扉表面を OPEN にし、扉表面をコインで自由変換にする。
2. 表面で任意の4桁暗証番号をダイヤルを回して表示する。
3. 裏面をコインで固定にする。(設定終了)
4. 表面のダイヤルを暗証番号以外の数字にし、施錠を確認。



図書室の利用について

月～金曜日 9:00～17:00

ラベルの色で閲覧区分をしています。

青ラベル⇒図書室内閲覧 赤ラベル⇒貸し出し可

室内閲覧

(青ラベル)

- ①自由に取り出して閲覧する。(図書室内のみ)
- ②返却は分類番号を確かめ必ず元の位置に納めること。
- ③学習・研究の目的で、学生用コピー機で複写する場合のみ図書室外持ち出し可とする。

室外閲覧

(赤ラベル)

- ①室外に持ち出す場合は、本人が図書貸出ノートに必要事項を記入して係に提出する。
- ②貸出は1回2冊以内とし、期間は2週間(14日)以内とする。再度利用する場合は改めて貸出手続きをすること。

利用上のルール

- ①貸出の図書は他人に転貸しないこと。
- ②図書を紛失・汚損した者に対し、その程度に応じて弁償をさせることがある。
- ③返却が遅れた場合は事情により貸出の制限をすることがある。
- ④持出禁止の図書があるので注意すること。
- ⑤学習を目的とした図書のコピーはしてよい。
- ⑥他人に迷惑をかけないようにし、常に整理整頓に努める。
- ⑦室内の備品、図書は大切に扱い、書き入れや汚破損をしない。
- ⑧室内での飲食を禁止する。



施設・設備利用案内

図書室 パソコン

研究・学習の目的で、図書室、第1・第2セミナー室に学生用のパソコンを設置しています。
学習とは関係のない私的プライベートな使用はできません。
ルールが守られない場合は使用の禁止等をする場合があります。

利用上の注意事項

1. 使用前に主電源【柱中央】を入れ、使用后(最後の人)は必ず主電源を切ること。
2. 長時間の個人専有はしないこと。
3. 個人データは、個人の責任において管理し、パソコン上に残さないこと。
4. 各種ホームページからのダウンロードは故障の原因になりますので、
厳禁です。



パソコンからの 印刷は有料

パソコンデータの印刷(プリント)は有料です。事前に下記手続きを行い印刷してください。

プリント料金 : 1枚10円(A4サイズのみ)

- ①記入 : 職員室内の用紙に、学籍番号・コピー枚数・料金を記入します。
- ②支払 : 印刷料金【印刷枚数×10円】を、職員室内のコピー・プリント料金箱に入れます。
- ③印刷 : 印刷します。

学生コピー機

コピーは有料です。使用ルールを守り使用すること。

学習を円滑に進めるために設置しています。研究・学習を目的とした図書等のコピーに
使用してください。(私的プライベートなコピーはしない。)

※ルールが守られない場合は使用の禁止等をする場合があります。

コピー料金 : 1枚10円(B5・B4・A4・A3)〔両面コピーは1枚20円。〕

- ①記入 : 職員室内の用紙に、学籍番号・コピー枚数・料金を記入します。
- ②支払 : コピー料金【コピー枚数×10円】を、職員室内のコピー・プリント料金箱に入れます。
- ③コピー : コピーします。

操作方法

1. コピー機上に掲示の操作方法に従って操作してください。
2. 紙づまりで対応が不明の場合や用紙が不足した場合には
事務まで申し出てください。
3. その他不明な点は事務まで申し出てください。



湯沸室

お湯が必要な場合は、教室前のポットまたは湯沸室のお湯を利用してください。

※浜松市歯科医師会と共同で使用しています。マナーを守りきれいに利用してください。

食事について

食事は、第1教室、第2教室、第3教室、第2セミナー室内でできます。

※図書室・実習室・実験室等他の教室への持込はできません。

※電子レンジと湯沸しポットが教室前の廊下に設置されています。

キャンパスマナー・ルール

環境美化

お互いの思いやりで、快適なキャンパスをつくりましょう。
お互いにルールを守ることによって快適さが保たれます。1人ひとり責任と自覚のある行動が大切です。

地球環境を大切に、資源を有効に利用しましょう。

電気：省エネに協力し、冷暖房の適温設定や電源オフ、使っていない教室の消灯に努めましょう。

水：節水を心がけましょう。

再生：リサイクルに貢献し、ゴミの分別に協力しましょう。



施設利用

校舎、施設はきれいに保つように心がけましょう。

電子レンジや湯沸しポットなど、共用するものについては、汚してしまったらきちんと掃除をして、現状復帰を心がけてください。

湯沸しポット、電子レンジは、教室前の廊下にあります。

自販機・ポススマート

玄関ホールに、飲み物の自販機と、パン・菓子等のポススマートが設置されています。
ポススマートは購入方法が自販機に記載されています。ルールを守り利用してください。

ゴミの分別

本校では下記のようにゴミを分別していますので、捨て方を確認して捨ててください。

種 類	捨てる時のお願い	場 所
燃えるゴミ (紙・ビニール)	紙、お菓子の箱、お弁当容器、包装ビニール、買物袋ビニールなど (部分的に金属等固い物があるゴミは、燃えないゴミ) 各教室後ろのゴミ箱に捨て、まとめて湯沸室へ ※ゴミ箱の表示内容を守り分別してください。	各教室 湯沸室
燃えないゴミ (金属・プラスチック製品)	アルミ缶・フタなど ※ゴミ箱の表示内容を守り分別してください。	湯沸室
自販機で購入のペットボトル、缶・ビン類	自販機横の缶・ビン類専用ゴミ箱に捨てます。	自販機横
資源 ゴミ	ペットボトル ・キャップをとりすずいでも踏みつぶします。	湯沸室
	ビン類 ・キャップをとり、ビニールは燃えるゴミ、金属は燃えないゴミへ捨てます。 ・ピンはビン類入れに捨てます。	
生ゴミ 【捨て方に注意！】	・生ゴミ三角コーナーに入れます。 ※毎日放課後に、1年生の日直当番は生ゴミの三角ネットの水分をしぼり、ポリ袋に入れて生ゴミ専用のゴミ箱に捨てます。	
カップ麺類等	麺・汁等の残ったものは、湯沸室の三角コーナーに捨て、入れ物は軽くすずいで、湯沸室の燃えるゴミに捨てます。	

外部からの連絡

電話等……緊急の場合等やむを得ない場合以外、家族や友人からの依頼を含め、外部からの電話の取次ぎや伝言は受け付けません。(関係する人には事前に了解を)

郵便物等……学生宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。

※本校はプライバシーを守るため、学生の住所、電話番号、在籍確認等の問合せには回答していません。

携帯電話の使用

マナーモード、留守番機能を活用し、快適な学習環境をつくりましょう。

授業中や図書室利用の際は、電源を切ってください。

※公共の場での使用について意識を持ち、注意して使用しましょう。



拾得物 遺失物

各自の所有物には必ず記名し、貴重品は自己の責任で管理してください。

※遺失物・拾得物があった場合は直ちに届け出てください。

禁煙・禁酒

校内・敷地内での喫煙・飲酒は禁止です。(未成年の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。)

※学外で飲酒の際、イッキ飲みや飲酒の強要はやめましょう。(体質的に飲めない人もいます。)

通学、アルバイト

通学

公共交通機関

基本的には、徒歩または自転車、公共の交通機関を利用し通学してください。

乗車の際は、大きな声での会話など周囲の人の迷惑にならないよう公共マナーを守りましょう。

遠州鉄道バス・電車

・ナイスバス定期券：学生証を提示すると、ナイスバスカード・定期券が購入できます。

・ナイスバスカード：遠鉄バス・電車の支払いをICカード(非接触型カード)で済ませることができます。

【取り扱い窓口】浜松駅前バスターミナル乗車センター、遠鉄バス各営業所等、遠鉄電車各有人ステーション

JR、天竜浜名湖鉄道、静岡鉄道、大井川鉄道ほか

・上記各社の書式により申請をしてください。

※定期券購入の際、進級時(進級前後)など学生証の提示を求められる場合がありますので、必ず持参してください。



※臨床実習用
通学定期

※臨床実習用のJR等定期は、通常とは別に申請が必要です。事務までご相談ください。

車両通学

事故等万が一の場合、全員加入の保険WILL2の適用を受けるために、必ず事前に届出をしてください。

自動車と原付自転車での通学には任意保険への加入と近隣駐車場の契約が必要です。

※任意保険条件：対人賠償無制限、対物賠償1,000万円以上

①自転車

自転車により通学する者は、交通ルールを守りし通学してください。

駐輪場：保健所西側の駐輪場を使用できます。(一般の方も使用します。きれいに駐輪を。)

※自転車の盗難に遭わないよう、必ず二重ロックをしてください。(チェーン式キーの併用など)

※ヘルメットを着用しましょう。(努力義務になっています。)

②原付バイク 自動車

原付バイク・自動車で通学する場合には手続きが必要です。

原付バイク 駐輪場：保健所西側の駐輪場が使用できます。(一般の方も使用します。きれいに駐輪を。)

自動車 駐車場：近隣の駐車場を契約してください。(契約書のコピーも申請に必要です。)

『自動車・原動機付自転車通学許可願』に記載の必要な書類(写し)を添付・誓約書を作成し、事前に許可を得てください。任意保険への加入が必要です。原付バイクはファミリーバイク特約可。

※ファミリーバイク特約：被保険者とその家族が総排気量125cc以下の原動機付自転車を所有・使用または管理している時に生じた事故に対して補償する保険制度です。保険適用の詳細は保険業者ごとに異なりますので、必ず確認し、条件を満たしていることを確認してください。

注意事項

・自動車通学者は、敷地内の浜松市保健所駐車場および学校周辺への迷惑駐車をしないこと。

・万が一事故に遭ったり、起こしてしまったら、学校にも必ず連絡をしてください。

・交通安全には十分注意し違反のないようにすること。

アルバイト

本校は歯科衛生士養成の講義・実習・国試対策等学習内容が非常に多く、学生の本分の遂行を第1優先としてください。

アルバイトを行う場合は必ず保護者の同意を得て、アルバイト許可願を提出してください。

1 アルバイトは学業に支障のない範囲で学生として品位を損なうことのないものに限る。
※夜間のアルバイトは夜9時までには終了すること。(夜9時以降は認めません。)

2 次の場合にはアルバイトを途中でも禁止する。

- ①学生の健康管理上、風紀上問題があると認められるとき。
- ②学業成績の低下等、学業に支障が生じたと認められるとき。
- ③生活態度・学習・実習態度など好ましくない状況が見られる場合。
- ④その他学生の本分に反すると考えられる行為が認められるとき。

3 許可なくアルバイトをする、許可外の業務をするなどの規則違反をした場合、以後の在学期間中のアルバイトは認めません。

各種証明書の発行

証明書種類

証明書は事務で発行します。

種 類	手数料
在学証明書	200 円
成績証明書	200 円
卒業見込証明書	200 円
卒業証明書	200 円
その他証明書	200 円
学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)	無料
通学定期割引証明書	無料



※上記のほか、証明書等が必要な場合は、その旨事務まで申し出てください。

証明書発行

証明書は、下記の事務取り扱い時間内に受け付け、お渡しします。

受付窓口	申し込み時間	お渡し可能日
事務窓口	17 時まで	翌日正午以降

※お急ぎの場合はその旨相談してください。

※その他証明書の場合、確認等により時間を要する場合があります。

注 意

- 1 交付した証明書の内容を自分で訂正することはできません。
- 2 学生証、運賃割引証、定期券等の不正使用は絶対にしないこと。
※学校が割引指定校を取り消され全学生に迷惑をかけることになります。

証明書申込

証明書の申込方法

事務窓口で申し込む方法と、窓口以外で申し込む方法があります。

事務窓口【在学生・卒業生】	窓口以外の申込方法(郵送)【卒業生のみ】
1 申込書に必要事項を記入 ↓ 2 申込書を事務窓口へ提出 同時に手数料 200 円の支払い ↓ 3 発行窓口で証明書を受領 (学生証の提示)	1 発送準備 (1)必要事項を用紙(様式なし)に記入 学籍番号、氏名、希望の証明書、部数 (2)郵便小為替を手数料分購入(郵便局) (3)証明書の郵送を希望する場合は返送用の 切手を同封 (返送用切手の料金超過分は切手でお返します) ↓ 2 上記(1)～(3)を本校宛に郵送 ↓ 3 証明書ができ次第返送 宛先：〒432-8023 浜松市中央区鴨江二丁目 11-2 (TEL 053-454-1030 事務担当まで)

※証明書の詳細やお渡し可能日等不明な点は、事務までお問い合わせください。

学割証

学割証とは

学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、下記の目的でJRの鉄道・バス等を利用して、片道の営業キロが 100kmを超える区間を旅行する場合に、運賃が割引（大人普通旅客運賃の2割引）になるものです。

使用目的の範囲

学割証は、学生修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、学生ならだれでも無制限に使える制度ではありません。

学割は次の目的の場合に使用できます。

- 1 休暇、所用による帰省
- 2 実験・実習、などの正課教育活動
- 3 学校が認めた正課外の教育活動
- 4 進学または就職のための受験等
- 5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 6 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- 7 保護者旅行随伴



使用枚数

学割証を提出して乗車券を購入するにあたり、乗車券1枚につき学割証1枚必要になります。

往復の乗車券なら学割証1枚で済みますが、行きと帰りで別々に片道切符を購入する場合は2枚必要になります。学割証を申請する際には、前もって必要枚数を確認し請求してください。

学割証が適用されるのは「乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されません。

なお、1人あたりの年間利用枚数は10枚まで、使用目的の範囲内に限られます。

※やむを得ない理由で11枚以上必要な場合はその旨ご相談ください。認められた場合は利用することができます。

使用期限

学割証の有効期限は、発行から3ヶ月です。ただし卒業学年は1月以降の有効期限は3ヶ月ではなく、在籍期間の終期までとなりますのでご注意ください。

使用対象鉄道会社

学生証はJR各社が自社の利用に関して発行しているものですので、JR各社のみが対象です。

JRバス（高速バス）などJR系の会社で適用されるかどうか、他の鉄道会社・交通機関等に適用されるのかどうかについては、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社へご確認ください。

一部私鉄やフェリー、バスなどで学割制度を導入している会社がありますが、JRと同じ学割証が必要な場合もあれば、学生証のみで対応してもらえる場合もありますので、必要な書類・手続きについても、利用する交通機関でご確認ください。

留意事項

1 学割証の申し込みは事務窓口にて本人が、また受け取りも学割を使用する本人が行います。

2 学割証は本人に限り使用できます。

※不正使用した場合、学校等に対してもペナルティが科される場合があります、以降発行ができなくなる場合があります。

3 学割を利用して乗車（乗船）する際は、身分を証明する証書の提示を求められる場合がありますので、必ず学生証を携帯してください。

JR浜松駅から101km以上の場合

利用目安

JR東海道本線上り：蒲原駅（静岡県静岡市清水区蒲原町）以東

JR東海道本線下り：熱田駅（愛知県名古屋市中熱田区）以西

JR飯田線：相月駅（静岡県浜松市天竜区佐久間町）以北



各種の届出・願出

こんな場合は

学生生活を規律と秩序あるものにし、学業を円滑に遂行するため、本校では次のような諸手続が必要です。

区分	こんな場合は	種類
授業	病気・ケガその他の事由により、授業を1週間以上欠席する(した)場合	欠席届 、必要に応じ 医師の診断書 を添付するものとし、事故による欠席の場合は 理由書 を添付する。 ※欠席する場合は、事前(または事後)に連絡する。
	忌引きなどで欠席する	欠席届 忌引き及び特別に校長が適当と認めた場合。 忌引き日数は次の通りです。 ・1 親等(父母・子・夫)の血族及び配偶者.....5日以内 ・2 親等(祖父母・兄弟姉妹).....3日以内 ・その他の同居の親族、姻族.....2日以内 ・3 親等(曾祖父母・伯叔父母・甥姪).....1日以内 ※欠席する場合は事前(または事後)に連絡し、証明できる書類(会葬礼状等)を提出すること。
追加実習	臨床実習の評価が60点未満で、追加実習を行う場合	追加実習願 (追加実習1日につき1,000円)
試験	病気その他やむを得ない理由で試験を受けなかった。	追試験願 (3,000円)
	試験に不合格となり、再試験を受けたい。	再試験願 (3,000円)
伝染病	学校伝染病と診断された場合 (学校保健安全法第19条の規定より)	学校伝染病に感染した疑いがある学生は、通学を見合わせ速やかに医師の診察を受けてください。 学校伝染病と診断された場合には、速やかに学校に電話で連絡してください。 ・感染症登校許可証明書(P.23) ・インフルエンザ罹患証明書・経過報告書(P.24) ・新型コロナウイルス罹患証明・経過報告書(P.25) ※様式は 学校『HP → 様式集 → 在学生』より印刷可能 ※医師の診断書を必要とする場合もあります。
学費納入	やむを得ない事情により授業料を期限内に全額納入できない(P.15)	学費延納願
修学	休学する	休学願 、傷病の場合は必要に応じ 医師の診断書 を添付
	復学する	復学願 、傷病の場合は必要に応じ 医師の診断書 を添付
	退学する	退学願
個人情報	本人、保証人の住所・電話番号を変更した。	異動届 本人・保証人の住所、電話番号等に変更があった場合は必ず届け出てください。
	本人、保証人の身上の変更 改姓、本籍などの異動	異動届 、 戸籍抄本 を添付
学生生活	アルバイトを行いたい場合(P.8)	アルバイト許可願 講義・実習・国試対策等学習内容が多いため、学生の本分の遂行を最優先。保護者の同意を得て、願出により許可を得ることが必要です。
通学	<u>車輛による通学をする場合</u> 原動機付自転車・自動車 基本的には、徒歩または自転車、公共の交通機関を利用し通学してください。(P.8)	自動車・原動機付自転車通学許可願 、 誓約書 ※自動車による通学は個々に駐車場を確保し、その契約書(写し)の添付が必要 ※自動車・原付自転車は任意保険への加入が必要 (原動機付自転車は自動車任意保険のファミリーバイク特約等)
	<u>臨床実習施設に車輛による通学をする場合</u>	
就職活動	就職希望先を見学する場合	見学届
	採用試験を受ける場合	選考・面接届

健康管理・保健室利用、学生相談

健康管理・ 保健室利用

学生はその本分を遂行するため、常に身边を清潔に保ち健康管理に努め、授業や実習が欠けることのないよう努力すること。

保健室は所定の「きまり」を守って使用すること。
保健室を使用したいときは担任に申し出てください。
(授業の時は必ず教科担当者の許可を得ること。)

内服薬

内服薬(痛み止め薬等)は、必要に応じて、本人が常備してください。

応急処置

学内での急病やけがに対しての初期の手当てを行います。
対応できないような症状・けがの場合は医療機関を紹介します。



健康診断

学生は学校保健法の定めにより、毎年定期的に健康診断を受け、診断の結果による健康管理上の指示に従わなければならない。

学生相談

「どうしよう?」と思ったときは、ゆっくり自分を見つめる時間をつくってみませんか
放課後に学生相談を行っています。(掲示の日程表参照)

学生相談員と皆さんとの関係の中で、皆さん自身が自分の新しい方向を見出し積極的に歩みだすことができるよう支えていきます。

相談内容についての秘密は守られます。
家族や教職員に協力を依頼した方がよい時は、事前にあなたの了解をとりますので、安心して相談してください。



予約方法

学生相談を希望する場合は下記の方法で申し込んでください。

1. 相談申込書に希望の相談員等を記入し、職員室前の申込みポストに入れてください。
2. 担当者から連絡がきますので相談日程の調整をします。(掲示の日程表を参照)
3. 相談を行います。場所は保健・相談室を基本とします。
 - ※ 相談申込書は担当者が確認し、希望の相談員におつなぎします。
 - ※ 相談場所は、その都度対応させていただきます。
 - ※ 相談は一枠40分を基本としますが、授業・実習予定に合わせ、時間の短縮もできます。

上記方法のみならず、ご本人の希望により専任教員を通じて申し込みもできます。

相談内容

「相談事はどんな小さなことでも結構です。1人で考えていても息が詰まってしまいます。そのモヤモヤを解消する方法を一緒に考えましょう。」(学生相談員より)

心のこと	人間関係について 友人、恋愛、家庭のこと
自分自身のこと	自分を変えたい、人と違うみたい 自分を知りたい
心身の健康のこと	イライラ、緊張、ストレス、不安、やる気が起きないなど 眠れない、体がだるい、疲れが取れないなど
学生生活のこと	学習全般、講義、臨地・臨床実習、学科試験、国家試験
将来のこと	卒業後どうしたいのか分からない 就職活動、就職試験のこと
その他	各種問題、防犯関連、消費者問題など

学生本人のケガ、賠償責任を補償する保険

学生保険
総合補償制度

詳細下記QR
コードよりご覧
ください。



本校では教育研究活動中に学生が負った傷害事故、および学生が被った賠償責任事故の補償のため「日本看護学校協議会共済会共済制度 WILL 2」に全員加入します。

※保険料納入：保険料 4,500 円は毎年度初めに集金します。

【概要】詳細リーフレット資料を毎年配布しますのでご参照ください。

A ご自身のケガへの補償

臨床実習中+学校管理下(国内外可)の傷害事故 実習中を含めた学校管理下(敷地外可)の傷害事故(ただし、学校が定める登校日以外は対象外)を補償。 実習中 学校管理下 学内 実習中 課外活動 通学中 修学 旅行 インター ンシップ ボラン ティア (注)学校が認めたインターンシップ・ボランティアに限る				国内外 24 時間 死亡・後遺障害 30 万円
死亡・後遺障害	入院保険金 (1 日目から補償)	通院保険金 (1 日目から補償)	手術保険金	
保険金額 238 万円	日額 4,000 円	日額 3,000 円	入院保険金の 10 倍(入院中の手術)、または 5 倍(入院中以外の手術)の額	

B 第三者に対する賠償責任への補償

総合生活保険(こども総合補償)[個人賠償責任]	
賠償事故:偶然な事故によって、 1. 他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合 2. 他人から預かったものを損壊、紛失または盗取された場合 法律上支払わなければならない賠償金を保険金額の範囲内で補償。	
国内外24時間 1 事故 1 億円限度(免責金額なし) (情報機器内のデータ損壊は 1 事故 500 万円限度) ※国内での事故*に限り、示談交渉サービスが付いています。*訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。	
【実習先や学校の物を誤って壊したり、患者さん等にケガをさせてしまった例】 - 患者さんを車椅子に移すときに、支えきれず転ばせてしまった。 - 学校のパソコンのコードに足を引っ掛け、パソコンを落とし壊してしまった。	
【プライベートで第三者に損害を与えた例】 - 陶器店で、高価な壺を誤って落としてしまった。 - 自転車で移動中、歩行者とぶつかってしまいケガをさせてしまった。	
【他人から預かったものを、誤って壊したり、失くしたり、盗まれたりした例】 - 学校から実習の為に借りていた白衣を汚損してしまった。 - 実習先(学校でも可)から貸与された自転車を介護実習先で盗まれてしまった。 - 実習先から預かっていた看護師寮のカギを紛失してしまった。 - 他人から借りたDVDを失くしてしまった。	

C 実習中の感染事故予防の補償

感染予防費用 担保特約条項	国内外の臨地実習中、接触感染(針刺しに限らない)や、院内感染の予防措置費用、検査費用等の費用が支払われます。感染予防・検査費用として 50 万円を限度とする実費(医師等の指示または指示に基づくものに限る) ※治療費、入院費用は「D 共済制度」で補償
------------------	--

D 共済制度

感染補償	1. 本人の感染症罹患に対する見舞金(国内24時間補償) 2. 臨地実習中に学生に起因して二次感染が発生した(またはその恐れがある)場合の見舞金
その他の補償	1. 賠償事故のうち、損害保険の対象とならない事故に対する見舞金 2. 加入者本人の熱中症・毒素系食中毒に対する見舞金 3. 臨床実習中の患者・スタッフの乱暴な言葉や行為によって、メンタルケアが必要になった事例に対する見舞金。臨床実習中や学校管理下における予期せぬ損害に対する見舞金 4. 地震・水害等の天災・地変や火災により、学校が指定した教育に要する学生の教材・器具類が使用不能になり再購入した事例に対する見舞金(通学のため居住している場所での被災に限る) 5. 疾病による死亡や自殺等、傷害保険の支払い対象とならない死亡事故に対する見舞金 6. 賠償事故での紛争に対する見舞金

E 鍵交換費用補償

鍵の紛失に対する補償	保険期間中に実習先や学校等で学生さんが管理する鍵を失くしたり、盗まれたりした結果、錠の交換が必要になり、その費用について法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を下記でん補限度額の範囲内で支払われます。 1 事故・保険期間中 1,000 万円限度(面積金額なし)
------------	---

保険の対象になるかもしれないと思われる場合は、必ず、ご相談ください。

たまたま肘があたり壊してしまった。

思いもかけない場所に置いてあった物を落としてしまいました。

などなどです！

右記の例をご参照ください

事故・災害等不測の事態の対応

事故・災害等不測の事態の対応を次の通りとし、状況に応じ学年 LINE で連絡します。

万が一の場合に備え、保護者の緊急連絡先(携帯電話番号・メールアドレス)を登録していただきます。

事故災害

日常生活

学内・臨床実習等で事故にあった場合は速やかに届け出ること。

※学外において事故・災害にあった場合も何らかの方法で速やかに届け出ること。

- 1 自宅・通学途中の避難経路・避難場所の確認をしておくこと。
- 2 災害発生時に備え、非常持出品等を準備しておくこと。
- 3 災害発生時の家族間の連絡方法と集合場所について日頃から家族で話し合っておくこと。
- 4 住所・電話番号等の変更があった場合、速やかに学校に届け出ること。

巨大地震

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、それが巨大地震と関連するかどうか調査を開始した場合、状況に応じて以下のような南海トラフ地震臨時情報が発表される。

調 査 中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか、調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨 大 地 震 警 戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨 大 地 震 注 意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合 短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合
調 査 終 了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(内閣府 防災情報のページより)

下記を基本とするが状況に応じて臨機応変に対応する

巨大地震警戒の時	今後の学校運営について検討するために数日間休校する場合がある
登 下 校 中	情報を知った時点で自宅、学校の近い方へ避難する
在 校 中	原則、学校に留め置く
臨 床 実 習 中	原則、実習を中断する。状況に応じて自宅、学校の近い方へ避難する
在 宅 中	自宅待機とし、学校からの指示・連絡に従う
巨大地震注意、調査中、調査終了の時	通常通り授業、臨床実習などを行うが地震の発生に注意しながら行動する

在校時に発生

あわてず、速やかに、安全に

- 1 地震発生時は、机の下に身を置き頭部を守るなど、自身の安全確保を最優先。緊急放送、あるいは、避難誘導者の指示に従う。
- 2 避難時はヘルメットを着用。教室・廊下等の窓・扉を閉めて避難。
- 3 誘導の指示に従い、安全な避難路を使い、二次災害(転落・交通事故等)に注意し、**速やかに 1 階より、建物の外に出て、安全な場所を確認し避難・集合する。**
- 4 学年ごとに集合し、直ちに人員点呼を行い、災害対策本部へ報告する。

※ 大地震等発災後、本校校舎が無事な場合は学校に待機し、状況を確認の上で順次帰宅。
帰宅時は安全確保のためヘルメットを着用し、ロッカーに常備の『漏れるセット』を持参。

津波警報等発令時

在 校 時 : 情報収集し安全が確認できれば通常通りの帰宅。

臨床実習時 : 予めハザードマップ等で実習施設や通学経路の状況を確認しておく。
避難経路、避難場所について実習施設長と確認しておくのが望ましい。

安 否 確 認

登校時、在宅時、休日において、静岡県内で震度5以上の揺れを観測した場合は、LINE から Google Forms 「安否確認」に入り、ご自身の安否状況を入力してください。

【学年 LINE】→【メニュー右上の三】→【ノート】→【安否確認】→【Google フォーム安否確認】より

火災発生時

初期消火と連絡通報

- 1 発見者は直ちに最寄りの消火器による初期消火活動にあたる。
- 2 同時に協力者を得て非常ベル(消火栓と同位置)を鳴らし、教職員に連絡通報する。



悪天候時

台風・雪など悪天候で授業実施が危ぶまれる場合、学生の安全を優先し以下のように対応する。
※状況により学校から連絡する場合があります。

- 1 午前6時の時点で『暴風警報』が発令されている場合、原則として授業を行わない。
ただし、午前10時以前に警報が解除され、公共交通機関が運行している場合は登校する。
- 2 大雨・洪水・強風警報発令の場合、状況を判断して登校する。
- 3 運休の公共交通機関が午前10時以前に運行再開された場合は登校する。
- 4 在校中に暴風警報、大雨・洪水・強風警報等が発令された場合、状況を判断して下校させる。
- 5 臨床実習中に暴風警報、大雨・洪水・強風警報等が発令された場合、実習施設長の判断による。



学費の納入、特待制度、経済的支援

学費の納入

- 1 授業料及び実習費等諸費は、各学年の4月及び10月の2期に分け、指定の期日までに納入すること。(学則第32条)【金額・期日等は各納入期前に文書にて連絡します】
- 2 授業料及び諸費の滞納者は、各試験の受験資格を失い、各種証明書の交付を受けることができなくなる。
- 3 やむを得ない事情があると認めたときは、授業料及び実習費について、免除・減免又は延期納入を許可することがある。(学則第33条)
- 4 一度納入した学納金は、原則として返還しない。(学則第34条)
- 5 休学期間中は授業料の半額を納入しなければならない。(学則第26条)

振込先

学納金の納入はすべて銀行振込による

振込先銀行	静岡銀行	浜松営業部	普通	口座番号0159818
	浜松磐田信用金庫	伝馬町支店	普通	口座番号0451365
	浜松歯科衛生士専門学校(ハママツシカエイセイシセンモンガッコウ)			

特待制度

条 件 : 学業、人物共に優秀で、学校長が特待生として認めた者
 対 象 : 新2年生、新3年生
 採用人数 : 年によって変動あり
 特 待 額 : 特待生 授業料15万円(年間)、準特待生 授業料5万円(年間)
 期 間 : 1年間(特待額を前・後期2回の学費納付時に半額ずつ給付)

経済的支援

奨学金

入学後に公募し、選考を経て貸与が決定されます。(定期採用)

※高校在学中に貸与が決定される予約採用者は、入学の際に手続きをしていただきます。

家計急変時

家計が急変した時はすぐにご相談ください!

日本学生支援機構には、家計支持者(保護者)の失職・破産・会社倒産・病氣・死亡等、火災・風水害による被害により、家計が急変した方のために、募集時期と関係なく応募できる制度(緊急・応急採用)があります。該当する場合は担任および事務まで相談してください。

詳細下記QR
コードよりご覧
ください。



日本学生支援機構

※高校在学中に貸与が決定される予約採用者は、入学後に手続きをしていただきます。

区分	貸与型: 第一種奨学金(無利子)	貸与型: 第二種奨学金(有利子)	給付型奨学金
募集	毎年春	毎年春	
応募資格	人物・学業ともに特に優れかつ健康で、経済的理由により著しく修学困難な者	人物・学業ともに優れかつ健康で、経済的理由により修学困難な者	詳細は、文部科学省・日本学生支援機構の該当ホームページをご覧ください。
貸与月額	自宅通学 2・3・4万円、53,000円より選択 自宅外通学 2・3・4・5・6万円より選択	2万円から12万円までの間で選択(1万円刻み)	

国の教育ローン

詳細下記QR
コードよりご覧
ください。



国の教育ローンが各金融機関等で利用できます。

区分	日本政策金融公庫 教育一般貸付
対象	ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者(主に生計を維持されている方)で、世帯年収(所得)が要件の金額以内の方が対象。※詳細日本政策金融公庫ホームページご参照。
金額	1人350万円以内
返済	15年以内(交通遺児家庭、母子家庭、世帯年収200万円(事業所得者122万円)以内または子ども3人以上の方は18年以内)
取扱窓口	国民生活金融公庫の各支店 浜松支店 053-454-2341 静岡支店 054-254-4411 最寄の銀行、信金、信用組合、労働金庫、農協、漁協など

国の高等教育修学支援新制度、専門実践教育訓練給付金・支援給付金

国の高等教育 修学支援 新制度

詳細下記QR
コードよりご覧
ください。



専門実践教育 訓練給付金・ 教育訓練支援 給付金

(社会人の方)

詳細下記QR
コードよりご覧
ください。



本校は、高等教育の修学支援新制度の対象校です。

この制度には、1. 授業等減免(授業料と入学金の免除または減額)と、2. 給付型奨学金(原則返還が不要な奨学金〔下記日本学生支援機構給付型奨学金〕)の2つの支援があります。

対 象 者	世帯の収入などの要件に合う学生が支援の対象となります。高校や大学等の成績だけでなく、明確な進路意識と強い学びの意欲、学修状況等をしっかりと確認した上で学生に対して支援が行われます。
支 援 額	支援を受けられる金額は、世帯の収入、進学先の学校種(専門学校)、自宅通学か一人暮らしかなどによって異なります。
手続方法	学校が行う説明会に参加してください。説明会は掲示等にてご案内します。 不明な点やご相談などありましたら、いつでも事務までおこしください。
留意事項	支援を受けるにあたっては、しっかりと授業へ出席し、勉強することが求められます。成績が悪かったり、授業にあまり出席しなかった場合は、支援を打ち切られたり、場合によっては、返還が必要になることもあります。

※上記の詳細は、文部科学省の高等教育の修学支援新制度ホームページをご覧ください。

本校は、厚生労働省指定の専門実践教育訓練給付金の支給対象講座として指定されています。

◆専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(※)(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

※被保険者とは、一般保険者及び高齢者被保険者をいいます。

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
支給額 (受講者が支払った教育訓練経費×右欄の割合)	50% ただし、4千円を超える場合。 120万円を超える場合:120万円	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合 70% ただし、4千円を超える場合。 168万円を超える場合:168万円。すでに支給した左欄の額との差額が追加支給されます。

◆専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の60%に相当する額をハローワークから支給する制度です。

※上記の詳細は、厚生労働省ホームページのリーフレットをご覧ください。

※受給資格有無の確認及び実際の手続きは、事前に必ず各ハローワーク窓口にご確認ください。

自分を守ろう

時として、予測のつかないことが起きたりします。もしもの時のために、日常生活から対処法を身につけ、トラブルに巻き込まれないよう事前に防止しましょう。

個人情報管理

本校は皆さんの個人情報(住所・電話等)について、外部からの問合せに一切応じておりません。
みなさんも、個人情報は自分で守るという意識を持って、第三者に住所など個人情報を教えるときは、慎重に対応しましょう。

※免許証、学生証、カード類などを落とさないよう注意しましょう。

※キャッシュカードを紛失した時は、速やかに銀行へ連絡しましょう。(夜間・休日対応の銀行有)



防犯対策

- 1 通学や外出の際は、できるだけ人通りの多い、明るい道を通りましょう。
(特に暗くなってからは、遠回りしてでもできるだけ安全な道を通りましょう。)
- 2 女性の夜の一人歩きは危険です、絶対に避けましょう。防犯ブザーの携帯をお勧めします。
- 3 一般道では、手荷物に防犯ブザー、自転車前カゴにネットをつけて、ひったくりを防止しましょう。また過度の肌の露出は犯罪を誘発する可能性があります。注意しましょう。
- 4 自動車駐車時は外から見える座席などに貴重品を置かないようにしましょう。

不審者、痴漢、変質者、盗み、などの行為は、放置するとストーカー行為や住居侵入に発展することもありますので、万が一遭遇した際には、**すぐに警察に連絡**をしてください。

・110番通報 : 事件・事故の被害や目撃など、警察の緊急な対応が必要な場合

・最寄りの警察署 : 対応が必要な場合や、相談したい場合 ⇒ 浜松中央警察 053-475-0110

盗難予防

- 1 貴重品は常に身につけ十分に注意。かばんをおいたままその場を離れないようにしましょう。
- 2 ロッカーには必ずカギをかけましょう。
- 3 自転車は二重ロックが常識です。チェーン式のカギをかけるなど盗難を防止しましょう。
- 4 外に出かける時は、家の施錠をしっかり確認しましょう。
キッチンやトイレなどの小窓も忘れないように。



交通安全

交通安全を心掛け、時間にゆとりをもって行動し、思いやりのあるやさしい運転をしましょう。

- 1 飲酒運転は道路交通法違反だけでなく、命にかかわる重大な事故につながりかねません。
飲酒運転はもちろん、飲酒運転の車に同乗したり、相手が飲酒後に運転することを知りながら酒をすすめることは絶対にしないでください。
- 2 歩行中・運転中の携帯電話(道路交通法違反)は、注意力が散漫になり大変危険です!
- 3 自転車運転も、夜間点灯、二人乗り(道路交通法違反)等、交通ルールを守りましょう。
- 4 原付バイク・オートバイ・自動車に乗車する時

- ①二輪ライダーは、頭部保護のため、必ずヘルメットをしっかりと着用すること。
- ②自賠責保険・任意保険に必ず加入すること。(期限は切れていませんか?)

若い人の事故の主な原因

前方不注意、一時不停止、信号無視、最高速度違反、酒酔い運転、歩行者横断違反



薬物の危険

人生をこわす薬物、答えは絶対にハッキリ『NO!』

「眠気がとれる」「やせられる」「肌がきれいに」「元気がでる」「自信がつく」と誘ってくる場合もあり要注意!

薬物乱用は、精神や身体上の問題、家庭の崩壊など悲惨な事件の原因になります。
やめられなくなる“依存性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷、他害の危険性があります。

覚せい剤、ヘロイン、大麻、MDMA、LSD、シンナー、向精神薬、違法ドラッグなど

自分を守ろう

新興宗教に 注意

健康や長寿、出世や金儲けなど、様々なご利益を約束して近づく宗教があります。

「友達がたくさんできますよ」「生きがいのある人生を」「充実した毎日」「意味ある人生」などの話しかけに注意！

入会すると、色々な名目で金銭や時間を要求。退会を許さず、会員の生活を管理支配するものもあります。
「何もしないでいるとたたりがある」など研修会・修行の参加を強要され、参加費の名目で金銭を要求します。

特殊サギ

振り込めサギにご注意！（皆さん自身やご家族の安否にかかわる振り込めサギもあります）

不審な電話があった場合は、下記のように対応してもらうように、家族の方にも連絡しておいてください。（家族との電話での連絡方法を日頃から確認）

1 すぐに送金せず、まず本人の安否を確認する。

2 本人や学校等に事実かどうかを確認する。

※ご家族から学生の皆さん自身の安否確認については、学校も迅速に対応します。

3 警察に相談する。



悪徳商法

高額な英会話教材・資格取得講座・エステ等の販売・電話勧誘に注意しましょう。

キャッチセールス（路上） アポイントセールス（ハガキや電話） 霊感商法 インターネット商法
次のような場合は警戒する必要があります。

楽して儲かる話 特典付き会員募集 うますぎるアルバイト勧誘 契約を執拗に急がせる話
秘密を要請する話 借金を要求してくる話 あなたが選ばれた式勧誘 知人の紹介料が入る話

被害にあわないために

1. 氏名・電話番号をむやみに教えない。〔悪徳業者に「連絡してください」と言うようなものです。〕
2. 断る場合は、「いいません」とはっきりと。〔あいまいな返事(例)「結構です」は、相手の思うつぼです。〕
3. 新聞・テレビ等の情報に敏感になりましょう。〔手口を知れば被害が防げます。〕

クーリング・オフ という無条件で解約できる制度

※未成年者は、クーリング・オフに関係なく、親権者に同意を得ないでした契約は、取り消せます。

解除の通知は電話では証拠が残りません。クーリング・オフ期間内に必要事項を記載した書面で、内容証明郵便か少なくとも簡易書留で出しましょう。

1 契約書類を受領した日を含めて8日以内(マルチ商法では20日以内)であること。

2 訪問販売や電話勧誘販売であること。

3 法律で指定された商品またはサービスであること。

※3,000円未満で、契約時に全額支払いと商品・サービスの受領が完了した場合は、できません。

相談窓口：静岡県西部県民生活センター 消費生活相談窓口【静岡県浜松総合庁舎3階】

電話：053-452-2299〔開館時間：平日9～16時（祝日、年末・年始を除く除く）〕

ハラスメント DV

ハラスメントとは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。

種類は様々。セクシュアル、アカデミック、キャンパス、モラル、アルコール等

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、家庭内、夫婦間、恋人等の間で起こる暴力のこと。

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

ハラスメントを防ぐために

重要なことは相手がどのように感じ、考えるかは個人によって違うということであり、この点を充分認識して行動しましょう。

※人間関係を考えて、不快だと言えない人もいます。同意していると勘違いしないようにしましょう。

被害を受けたら

- ・いやなことは「いや」とはっきり意思表示しましょう。
- ・1人で悩まず信頼できる人や公的相談施設に相談しましょう。
- ・被害にあった日時、内容などを記録しましょう。

DV相談専用ダイヤル
浜松市DV相談支援センター
053-412-0360

自分を守ろう (総務省HP『国民のための情報セキュリティサイト』より抜粋引用)

ネットご注意

近年、個人がホームページやブログ、フェイスブック、インスタグラム、ラインなどのSNSを通じて、インターネット上で情報発信をすることが一般的に行われるようになりました。

自分の考えや日常生活などを手軽に多くの人と共有できること、また多くのサービスの場合、自分の投稿に対する読者からの反応をすぐに確認できることなどが、利用者にとっての大きな魅力になっています。

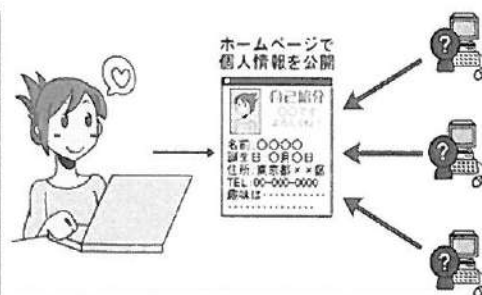
その一方で、これらの情報発信に際して、さまざまなトラブルも起きています。ここでは、インターネットを利用して情報発信をする際の注意点、トラブルと対策について説明します。

個人情報公開の危険性

インターネットで公開した情報は、いろいろな人が閲覧する可能性があります。そのため、インターネット上で、氏名、年齢、住所、電話番号、自分の写真といった作成者自身の個人に関する情報を公開することの危険性について、きちんと認識しておかなければなりません。

たとえば、住所や電話番号が公開されていれば、そのホームページを見た人があなたに興味を持って、自宅の周りをうろついたり、電話をかけてきたりといったストーカー行為を行うかもしれません。また、公開している個人情報を収集され、迷惑メールや振り込め詐欺などの別の犯罪に利用される可能性もあります

また、一度インターネット上に公開された情報が、コピーにより拡散していった場合、それを完全に削除することは困難です。



SNS 個人情報

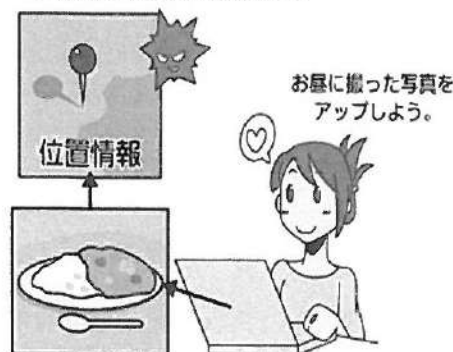
SNSのような、基本的には特定の友人だけに公開しているサイトの場合であっても、個人に関する情報の公開には注意が必要です。

SNSのプライバシー設定が不十分であったり、友人側の操作などにより、自分の意図しない範囲まで情報が広まってしまう事例が発生しています。SNSとはいっても、インターネット上に個人に関する情報を公開していることにはわりはなく、自分の手の届かないところへ拡散していく危険性があるということを念頭に置いて、投稿内容を判断すべきです。

また、特にSNSの場合、写真などの投稿により、友人のプライバシー情報を公開することになる点にも留意が必要です。どの情報を他人に公開しても良いと考えるかの基準は、人により異なります。友人に関する情報・写真をホームページやブログ、フェイスブック、インスタグラム、ラインなどに掲載する場合には、事前に許可を取ることを原則とするべきでしょう。写真には位置情報が載っている場合がありますのでご注意ください！

個人で撮影した 他の学生や教員の写真・動画をインターネット上(Youtube、Instagramなど)に投稿することは厳に慎みください。

こんなところで食事したのか〜。



事故・被害

インターネットの世界においても、実社会と同様にストーカー被害が急増しています。現実世界でのつきまといや、取得された個人情報が他のWebサイトへの誹謗中傷などに利用される場合があります。こうした被害が深刻な場合には、最寄りの警察に相談しましょう。

- 例1 メールなど他人に読まれている？ 自分しか知らないことを他人から？ パスワードの流出。
- 例2 儲け話に注意！「4名に1,000円振込み、知り合いにメールを送って！」チェーンメールは犯罪！
- 例3 「クレジットカードの暗証番号を定期的に変更してください」メールに回答しフィッシング詐欺に！
- 例4 ワンクリック詐欺「ご入会ありがとうございます。利用料は8,000円です」であせって支払わない！

※ 困った時は！ 総務省電気通信消費者相談センター、消費生活センター、警察などに相談！

Yill (印刷)

ご入会
ありがとうございます
あなたの個人識別番号は
以下の通りです。
2468XXXXX
サービスのご利用料金は
1ヶ月間で8,000円です。
.....

Ⅱ. 個人情報の取り扱いについて

個人情報利用の目的

本校では、教育活動を行うために必要な場合に限り、皆さんからの届け出に基づき個人情報を保有し利用します。

1. 学生個人情報の利用目的

- ①学籍管理 ②修学支援・指導 ③学生生活支援 ④健康管理 ⑤就職支援
- ⑥授業料等納付管理 ⑦各種証明書の発行 ⑧図書・施設・備品貸出管理
- ⑨その他、本人への各種通知・連絡・掲示・案内 など

2. 保護者(保証人)個人情報の利用目的

- ①修学支援 ②授業料等納付管理 ③その他、保護者(保証人)への諸連絡・案内など

第三者に提供する個人情報

本校は、法令に基づき、次の事項は第三者に情報を提供します。

- ①法令に基づく場合
- ②個人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- ③健康診断、コンピュータシステム管理などの他、必要に応じて業務の全部または一部を外部業者に委託する場合。
- ④その他、修学上、校長が必要と認めた場合。

次の事項は原則として第三者に情報提供をしますが、情報の提供を希望しない場合は、事務長または教務主任まで申し出てください。

- ①浜松市歯科医師会及び本校の同窓会が行う、研修会等各種行事の案内や刊行物の送付。
- ②出身高等学校への学生生活状況および進路状況等に関する情報提供。
- ③卒業時の同窓会への自動入会登録。

肖像使用承諾のお願い

本校では歯科衛生士の職種を地域に周知していただき開かれた学校づくりを進めるため、公式ホームページ、パンフレット、オープンキャンパス、浜松市歯科医師会広報誌『はあもにい』、同窓会報、新聞他 複数の手段で学校生活の様子を紹介しています。

そこで学生のプライバシーに十分配慮し、保護しながら、より充実した情報を発信していけるよう肖像の使用承諾をお願いします。(別途書面にて確認させていただきます。)

- 1. 学校公式ホームページ及び学校パンフレット等により、学校内外で不特定の人が自由に見ることが出来るものを対象としています。
- 2. 浜松市歯科医師会広報誌『はあもにい』は、浜松市歯科医師会会員だけに配布されます。
- 3. 承諾していただいた肖像は、学校の教育活動・広報活動以外の目的には使用しません。
- 4. 学生の個人名が表出する場合は、あらためて本人の承諾を受け、使用させていただきます。
- 5. 肖像承諾の可否について、変更を希望する場合は、学校事務に申し出てください。

個人で撮影した他の学生や教員の写真・動画をインターネット上(YouTube、Instagramなど)に投稿することは誠に慎みください。

保護者への成績開示送付

皆さんの学費を負担しているのはほとんどが保護者の方です。学費の負担者に対し学修状況を報告することは本校の義務のひとつであると考え、成績表の配布は以下の通りとします。

1年間の各科目の評定は、毎年度1回、3月末に、保護者(保証人1)宛に郵送します。

保護者(保証人1)への成績開示について、特別な事情がある方は教務主任まで申し出てください。申し出がない場合は、同意を得たものとして取り扱います。

学生への連絡方法

本校では、学生の皆さんへの連絡は、掲示、電話およびLINE等により行います。

掲示による場合、皆さんの学籍番号、氏名のほか、必要に応じて教職員氏名等連絡先などを記載することがあります。

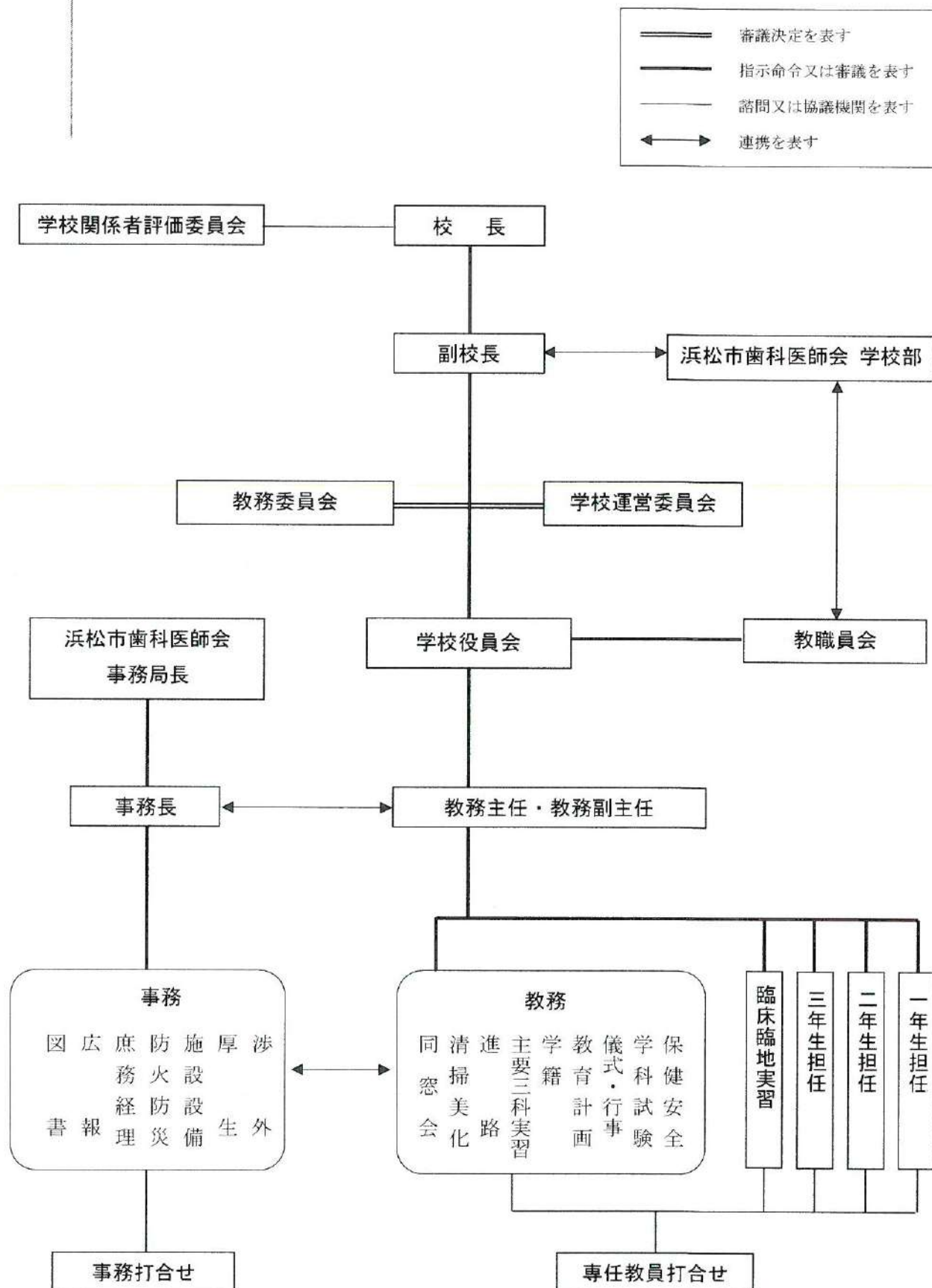
個人情報の保護に関する取り扱いの質問や相談について

本校の個人情報に関する取り扱いや連絡方法について質問や相談等がある場合は、事務長または教務主任まで申し出てください。

申し出がない場合は、上記の方針で個人情報を取り扱います。

Ⅲ. 学校運営組織

運営組織表



様式集

感染症、新型コロナ、インフルエンザ等罹患の可能性がある時、罹患した時は、コピーして使用してください。

感染症登校許可証明書記入について（ご依頼）

本学学生より、「学校保健安全法」で定めるところによる「学校において予防すべき感染症」罹患について届け出がありました。

お手数ですが、本疾患について感染のおそれなくなったこと、また出席停止期間について、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】浜松歯科衛生士専門学校 053-454-1030

感 染 症 登 校 許 可 証 明 書

学籍番号 _____ 氏名 _____ 生年月日 _____

上記の学生は、罹患した下記の感染症について、登校可能なことを証明します。

疾患名			
☐	麻疹	☐	百日咳
☐	風しん	☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	咽頭結膜熱（プール熱）	☐	水痘（みずぼうそう）
☐	髄膜炎菌性髄膜炎	☐	結核
☐	その他（ _____ ）		

※該当する疾患に○印をご記入ください。

出 席 停 止 期 間

上記の疾患により、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日の
出席停止が妥当であることを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ (印)

校長	副校長	教務主任	教務副主任	担任	担任	学生保険担当

インフルエンザ罹患証明・経過報告書(登校届)

学籍番号 _____ 氏名 _____ (自署) 生年月日 _____

上記患者は、インフルエンザに感染していることを証明いたします。

診断日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師または代表者氏名

医師からの注意事項

※ 咳、喉の痛み、倦怠感 等気になる症状がある場合は、再度かかりつけ医を受診してください。

※ 体温は決まった時間(8:00と17:00)に検温し、時間が異なる場合は下欄に検温した時間を書いてください。
体温は折れ線グラフにしてください。

※ 解熱した日または症状軽快した日の「日付」に○を記載してください。

	発症日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目		9日目	
月日	/		/		/		/		/		/		/		/		/		/	
症状																				
検温時間	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
40.0℃																				
39.0℃																				
38.0℃																				
37.0℃																				
36.0℃																				
35.0℃																				

インフルエンザに罹患し、発症した後5日を経過(発症の翌日を1日目)かつ解熱した後2日経過したため
登校いたします。

校長	副校長	教務主任	教務副主任	担任	担任	学生保健担当

新型コロナウイルス罹患証明・経過報告書(登校届)

学籍番号 _____ 氏名 _____ (自署) 生年月日 _____

上記患者は、新型コロナウイルス陽性であることを証明いたします。

診断日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師または代表者氏名

医師からの注意事項

※ 咳、喉の痛み、倦怠感等 気になる症状がある場合は、再度かかりつけ医を受診してください。

※ 体温は決まった時間(8:00と17:00)に検温し、時間が異なる場合は下欄に検温した時間を書いてください。
体温は折れ線グラフにしてください。

※ 解熱した日または症状軽快した日の「日付」に○を記載してください。

	発症日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目		9日目	
月日	/		/		/		/		/		/		/		/		/		/	
症状																				
検温時間	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00	8:00	17:00
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
40.0℃																				
39.0℃																				
38.0℃																				
37.0℃																				
36.0℃																				
35.0℃																				

新型コロナウイルス陽性となり、発症した後5日を経過(発症の翌日を1日目)かつ症状軽快した後1日経過したため登校いたします。

校長	副校長	教務主任	教務副主任	担任	担任	学生保健担当

HAMAMATSU DENTAL HYGIENIST SCHOOL



浜松歯科衛生士専門学校
Hamamatsu Dental Hygienist School

浜松市中央区鴨江 2-11-2

電話 : 053-454-1030

URL : <https://www.hdhsmirai.com>